



ひとり親世帯（今回の給付金を受取済み）でない方へ
**子育て世帯生活支援特別給付金
のご案内**

子育て世帯の支援のため、**給付金の支給**を実施します！

1. 支給対象者

①または②に当てはまる方（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

① **令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金（前回の給付金）の支給対象者**であった方
（申請の可否に関わらず、前回の給付金を受け取った方又は受取を拒否した方）

■令和5年3月31日時点で
18歳未満の児童（特別児童扶養手当対象児童の場合、**20歳未満**）を養育する父母等
（※令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。）

② かつ

■令和5年度住民税（均等割）が非課税の方
または
■令和5年1月1日以降の収入が急変し、
住民税非課税相当の収入となった方

2. 支給額

児童1人につき 5万円

■支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

*お問い合わせは、裏面お問い合わせ先までお電話ください。

3. 給付金の支給手続き

I. 令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」の支給対象者であった方

令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金を支給した口座に、**令和5年5月30日に振込済**です。

II. 上記以外の方

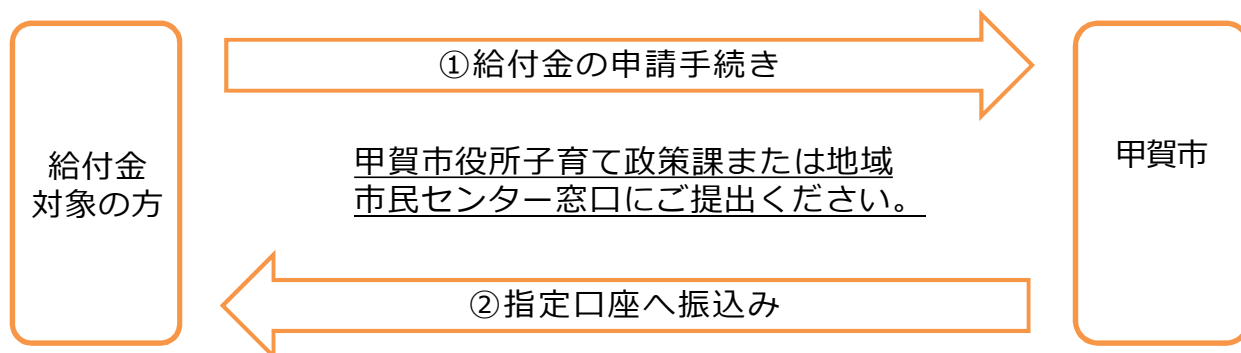
(例. 令和5年度住民税が非課税の方、収入が急変した方)

▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

▶ 申請内容の審査後、順次振込します。

▶ 受付期間

令和5年6月26日（月曜日）～令和6年2月29日（木曜日）



お問い合わせ先

甲賀市役所 子育て政策課

電話: 0748-69-2176

FAX: 0748-69-2298

(受付時間: 平日8:30~17:15)

子育て世帯生活支援特別給付金
甲賀市ホームページはこちら



こども家庭庁
コールセンター
0120-400-903

受付時間
平日9:00~18:00



「子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。